

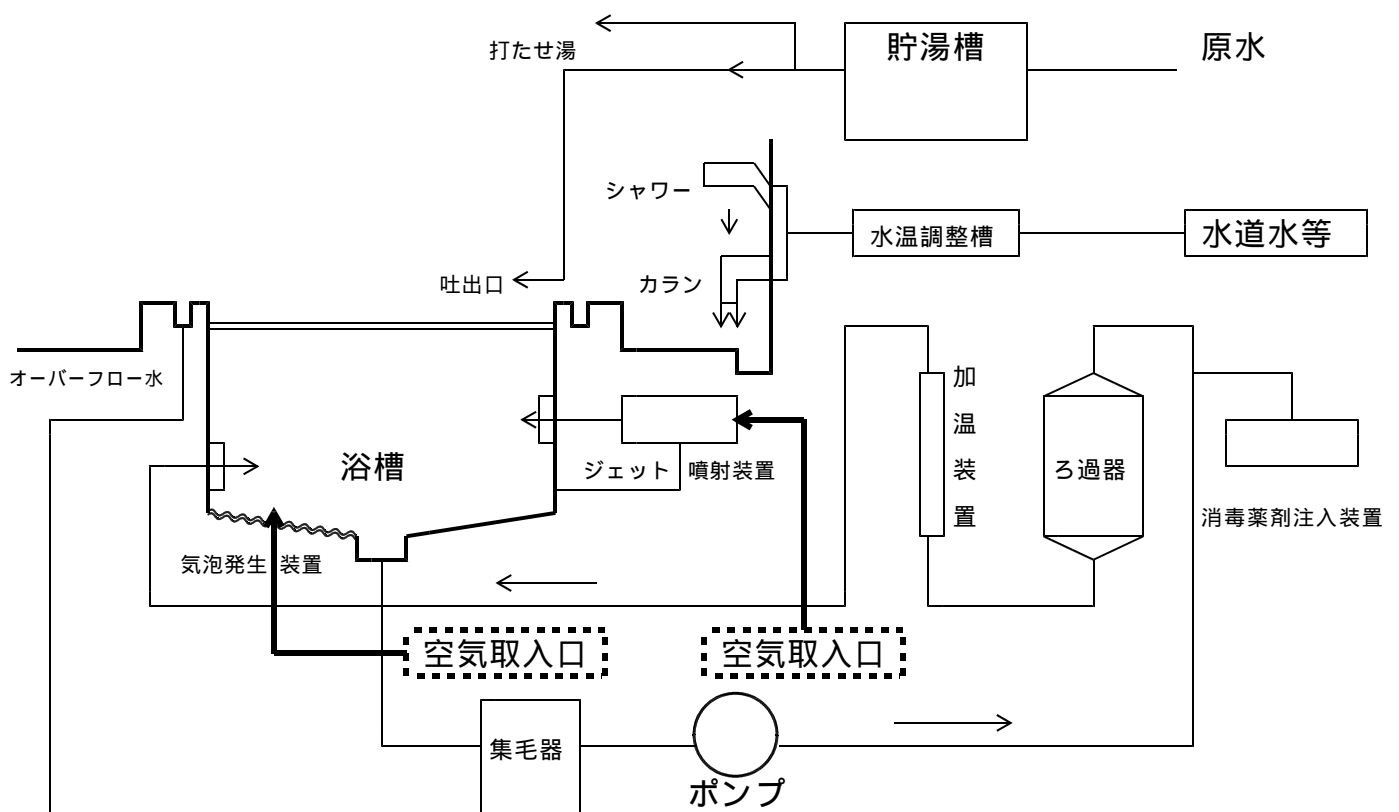
構造設備に関する基準

23 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒が行える構造であること。(条例第3条第2項第1号)

解説 解説1を参照してください。

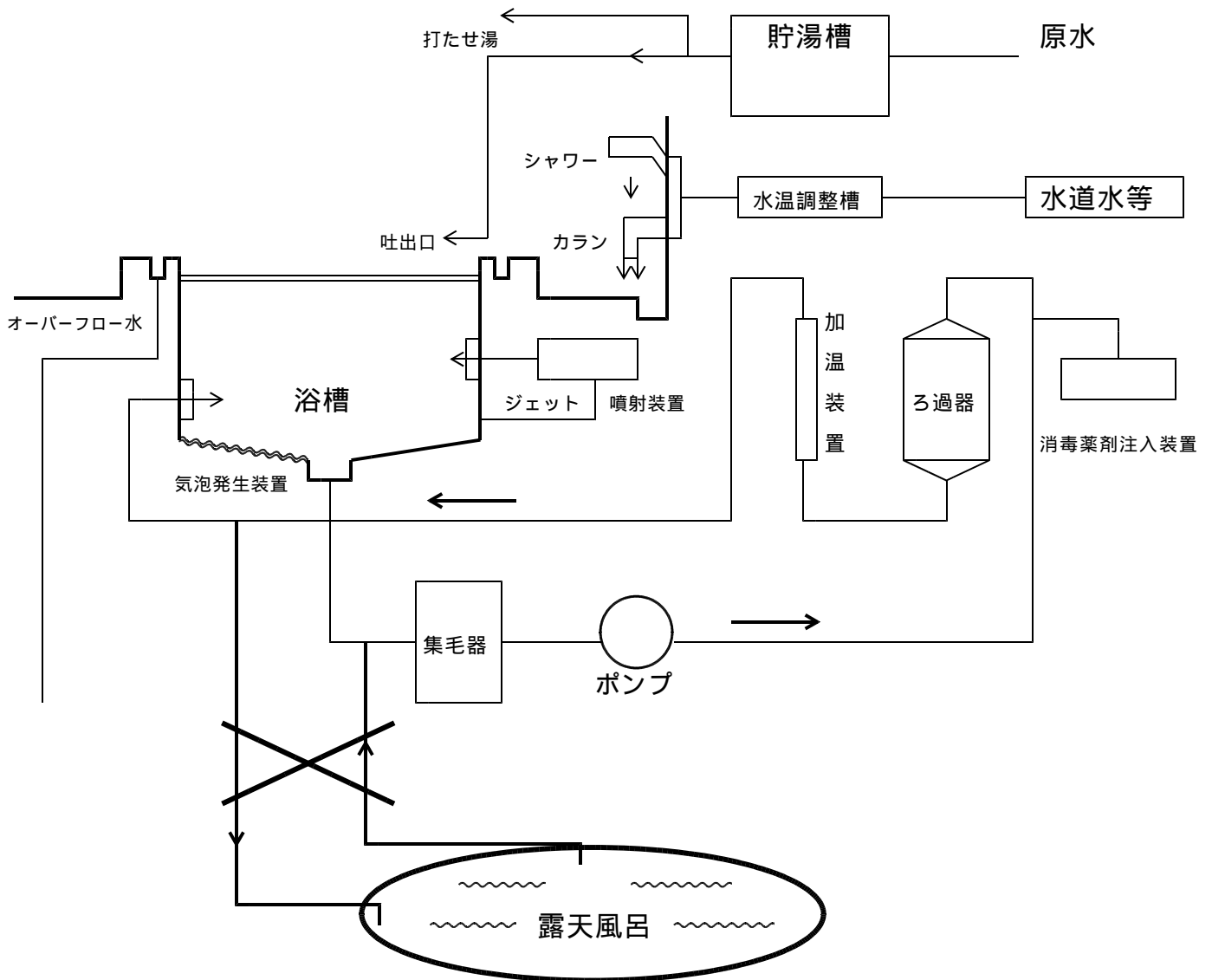
24 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。(条例第3条第2項第2号)

解説 土ぼこりにはレジオネラ属菌が含まれている可能性があります。気泡発生装置等においては、空気取入口から土ぼこりが入ると、水面上でその土ぼこりを含んだ気泡が破れてエアロゾルが発生し、土ぼこりに含まれていたレジオネラ属菌が飛散するおそれがあり、レジオネラ症が発生する可能性が高くなります。土ぼこりが空気取入口から浴槽内に入らない構造にする必要があります。



25 屋外に浴槽を設置する場合にあっては、当該浴槽内の浴槽水は、屋内の浴槽内の浴槽水に混じらない構造であること。(条例第3条第2項第3号)

解説 屋外の浴槽については、外気に開放されていますので、レジオネラ属菌が侵入しやすいといえます。この浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽に入り込むことで屋内の浴槽でのレジオネラ属菌の繁殖の可能性が増すことになります。このため屋外と屋内の浴槽の浴槽水が混じらないよう配管を別系統にすることが必要です。

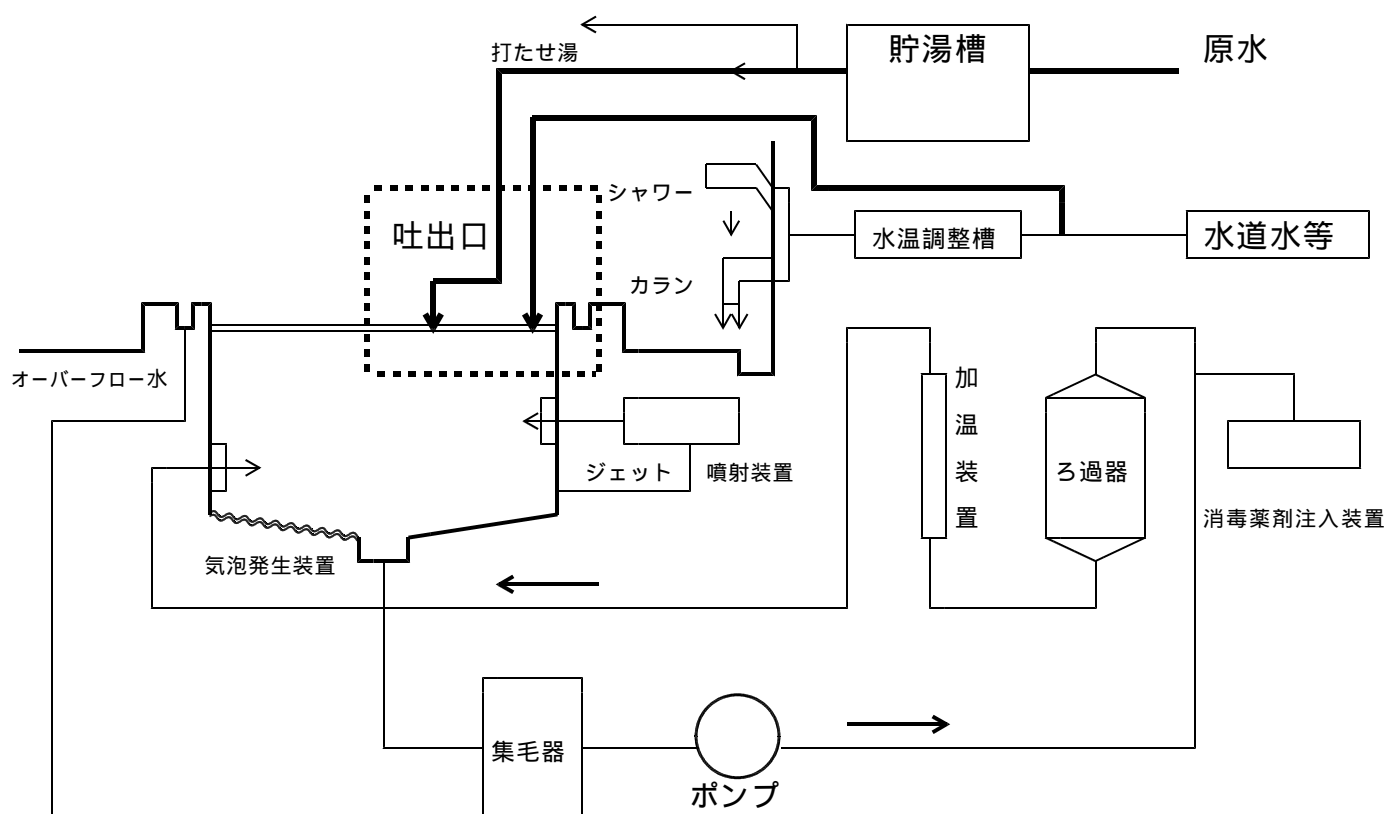


(循環式浴槽の場合)

26 原湯又は原水は、ろ過器及び循環配管に注入せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。(条例第3条第2項第4号ア)

解説 循環配管に、給湯配管あるいは給水配管を直接接続することにより、原湯又は原水が細菌等による汚染を受ける危険性があります。

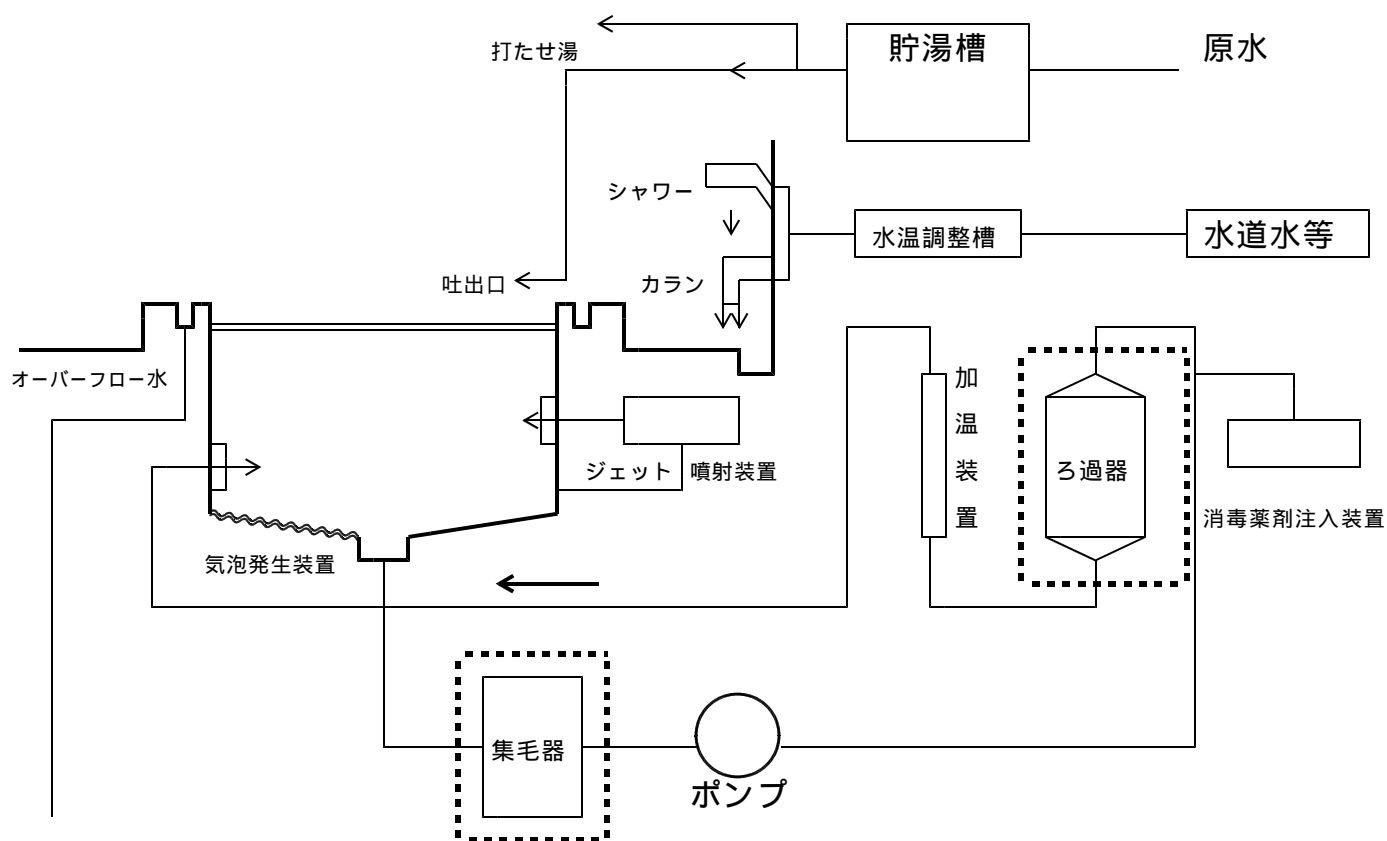
浴槽に補給する原湯や原水は、必ず浴槽水面上部から浴槽に落としこむ方法を取り、浴槽の湯が給湯・給水配管に逆流しないようにしなければなりません。



(循環式浴槽の場合)

27 ろ過器は、1時間当たりの湯水の処理能力が当該ろ過器と循環配管に接続している浴槽の容量以上のものであり、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。また、ろ過器の前に集毛器が備えられている構造であること。(条例第3条第2項第4号イ関係)

解説 循環式浴槽のろ過器には、1時間に浴槽の湯が1回以上ろ過できる能力が必要です。また、ろ過器は、逆洗浄によりろ過器内のごみ、汚濁等を排出することができる構造のものにするるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設ける必要があります。

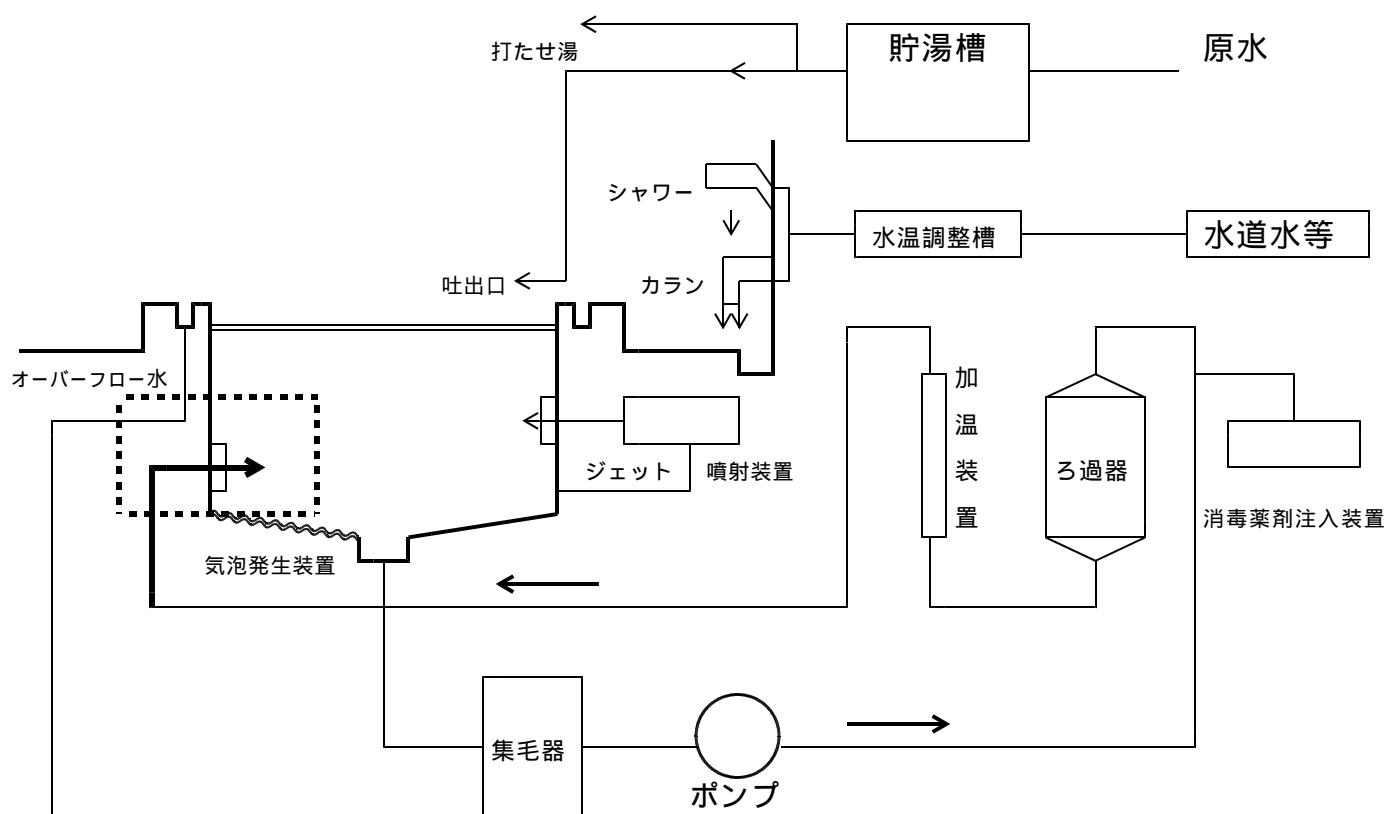


(循環式浴槽の場合)

28 循環水は、浴槽の底部に近い部分で補給される構造であること。(条例第3条第2項第4号ウ関係)

解説 循環水を浴槽水面の上部から落とし込むことによる入浴者の誤飲又は浴槽水のしぶき(エアロゾル)の発生を防ぐために循環水の補給口を必ず浴槽水面の下部に設ける必要があります。

また、循環水の補給口を浴槽水面の下部に設けることにより浴槽内の浴槽水が部分的に滞留することを防止することができます。



(循環式浴槽の場合)

29 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、湯水がろ過器内に入る直前に設置される構造であること。(条例第3条第2項第4号工関係)

解説 塩素系薬剤は、レジオネラ属菌がろ過器で繁殖することを防ぐため、ろ過器の直前に注入又は投入する必要があります。そのため、塩素系薬剤の注入口又は投入口は、湯水がろ過器内に入る直前に設置してください。

(循環式浴槽の場合)

30 回収槽内の湯水は、入浴のために使用しない構造であること。(条例第3条第2項第4号才関係)

解説 18の解説を参照してください。

(循環式浴槽の場合)

31 気泡発生装置等を設置する浴槽は、毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水を使用しない構造であること。(条例第3条第2項第4号力関係)

解説 19の解説を参照してください。

(循環式浴槽の場合)

32 打たせ湯及びシャワーは、原湯又は原水を使用する構造であること。(条例第3条第2項第4号キ関係)

解説 20の解説を参照してください。

施行期日及び経過措置

- 33 (1) この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項（同項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。）、同条第3項（同条第1項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。）及び第4条第2項（第3条第1項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。）の規定は、平成17年4月1日から施行する。（附則第1項関係）
- (2) 第3条第2項、同条第3項（同条第2項各号に係る部分に限る。）及び第4条第2項（第3条第2項各号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用する。（附則第2項関係）

解説 この条例は、平成16年10月1日から施行されています。ただし、維持管理の基準のうち施設の構造に関連するものについては、基準を満たすために必要な改修期間を考慮し、平成17年4月1日から施行することとしています。（附則第1項関係）

また、構造設備の基準については、平成16年10月1日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用されます。（附則第2項関係）

なお、既存の施設については、構造設備の基準は適用されませんが、維持管理の基準は適用されるため、循環水を使用した打たせ湯又はシャワー、連日使用された循環水を使用した気泡発生装置等については、平成17年4月1日以後は使用できなくなりますので注意が必要です。